

上手にスマホやケータイを使うには？

1 ほかの人の権利を大切にしながら使うこと

ほかの人の名譽を傷つけることを書き込まない。

人格権

軽い気持ちの書き込みが法に触れ、逮捕や損害賠償につながることもあります。



民法
たとえば

- 第709条 不法行為による損害賠償
- 第710条 財産以外の損害の賠償
- 第723条 名譽毀損における原状回復

刑法

- 第230条 名譽毀損
- 第231条 侮辱
- 第233条 信用毀損及び業務妨害

ほかの人の写真を無断で撮って公開しない。

肖像権

人にはみだりに撮影されたり、その肖像を無断で公表されない権利があります。自分が同じことをされたときの気持ちを考えてみましょう。

市販のマンガや音楽などの作品を、勝手にインターネット上に載せない。

著作権

マンガや本や音楽は描いた人・つくった人に権利があります。勝手にスキャンしたり音源をコピーしたりして公開するのは犯罪です。

公開だけでなく、違法コンテンツと知りながらダウンロードして利用するのは著作権法違反で犯罪です。



エルマーク

権利者の許可をとって音楽などを配信しているサイトの多くには「エルマーク」が表示されています。音楽や映像をダウンロードするときは「エルマーク」の表示を参考にしましょう。

使う前に親子で話そう！ スマホ・ケータイ利用の心構え

家族で話し合っ
てルールを決め、
守るようにしましょう。



- 第1条 スマホ・ケータイを持つことは、他者の大切な情報と、ネット世界への様々な入り口を持つことだと理解し、自分と他者をトラブルに招かないよう使い方に充分気をつける。
- 第2条 ネット世界にはトラブルにつながる危険な情報や、裏が仕掛けられていることもあると理解し、安全に利用するための方法も積極的に学ぶ。
- 第3条 サイト利用を通じて誰かと知り合いになったら、そのことを保護者とも共有し、自分や他人を特定できる情報を教えたり、また現実世界では会うなどはしない。
- 第4条 利用した記憶のない請求が届く、また知らない人から通話着信がある、不快や不安な気持ちになるメールを受け取るなど、困ったことや不安なことがあれば、すぐに保護者へ相談する。
- 第5条 スマホ・ケータイの利用は、つい夢中になって時間を費やしてしまうこともあると理解し、生活習慣を崩さないよう、保護者と決めたルールや自分で決めた利用時間を守る。
- 第6条 メールや通話、またサイト閲覧やおサイフ機能など、スマホ・ケータイ利用にかかる費用は保護者と決めた範囲におさめる。
- 第7条 メールは少ない文字量で意思を伝え合うため、対面のコミュニケーション以上に相手を不快にさせたり誤解を与える表現をしないよう、充分に気をつける。
- 第8条 メールやサイト閲覧を通して発信した情報は文字として記録に残ること、サイトでは多くの他の人も閲覧すること等を理解し、他人が誹謗中傷だと感じるような内容を書かない様に充分に気をつける。
- 第9条 外出先などの公共の場で利用するときは、周囲の人に不快感を与えず、迷惑にならないよう、また自分に危険がおよばないように充分気を配る。
- 第10条 家庭で作ったスマホ・ケータイ利用のルールと選んだ設定はルールを見直す時まで必ず守り、もし守れない場合はスマホ・ケータイの利用をやめる覚悟を持つ。